

# 地方分権改革について

平成18年10月24日

菅議員提出資料

# 魅力ある地方・自律する地方を創る地方分権改革について

## 1 地方分権改革推進法・地方分権一括法の早期制定 (H18～)

- 分権の推進体制の整備等を内容とする「地方分権改革推進法」の臨時国会での成立を目指す。
- 強力なリーダーシップのもと、内閣が一体となって、3年間で「地方分権一括法」を制定する。これにより、国と地方の役割分担を見直して、義務付けや関与の整理合理化を行い、国と地方がそれぞれ責任を持って行政運営できる体制を構築する。
- これに応じ、補助金、交付税、税源移譲を含む税源配分の見直し等を検討する。

## 2 「頑張る地方応援プログラム」の策定・推進 (H19～)

- 頑張る自治体に地方交付税等による支援措置を新たに講じる「頑張る地方応援プログラム」を平成19年度からスタートさせる（総務省に10月13日「頑張る地方応援室」を設置）。
- 地方自治体や専門家の意見を聴きながら年内にプログラムを取りまとめる。更に、地方の取組状況を踏まえプログラムを拡充する。
- 各省の施策と連携を図り、縦割を排し政府一体となって地方の活力を高めるための取組みを推進する。

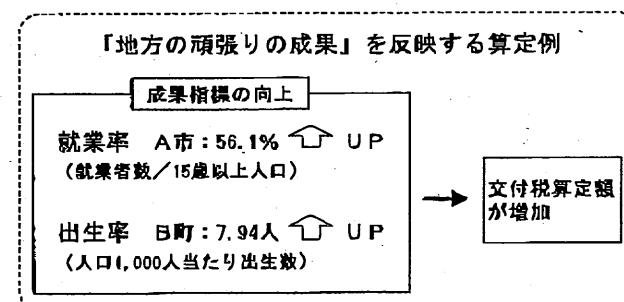
## 3 交付税改革の推進

### ①頑張る地方に交付税による支援措置を実施（再掲）（H19～）

- 「地方の頑張りの成果」を交付税の算定に反映する。

### ②行革努力の情報開示と交付税算定への反映（H19～）

- 同種の団体の区分ごとの平均的な職員数や人口1人当たり行政コスト等を公表するなど、徹底した情報開示のもと、地方行革を強力に推進する。
- 公表されたデータを指標として、行革努力を交付税算定に反映する。



### ③新型交付税の導入 (H19~)

- 人口と面積を基本として算定する新型交付税を平成19年度から導入（全体の1割程度、需要額ベース）し、算定項目数を3割削減する。さらに、3年間で制定する地方分権一括法等による国の関与の縮小とあわせて順次拡大し、全体の3分の1程度の規模を目指す。

### ④交付税の予見可能性の向上 (H19~)

- 各団体の交付税の予見可能性を高めるため、基本方針2006の歳出抑制方針や2007年度予算編成を踏まえて、モデル的な交付税推計方法を提示する。

### ⑤不交付団体の増加 (~2010年代初頭)

- 税源移譲を含む税源配分の見直しや基本方針2006に基づく地方歳出の抑制等を進め、不交付団体を総人口比の半分程度とすることを目標に、当面、人口20万人以上の市の半分程度(総人口比40%)に増加することを目指す。

#### 【参考】不交付団体（市町村）の状況

- ・ 20万人以上不交付団体割合  
(H12) 8団体/105 → (H18) 33団体/112
- ・ 不交付団体人口比率  
(H12) 11.5% → (H18) 25.9%

## 4 地方分権を支える地方税の充実 (H19~)

- 国と地方の税收比1:1を実現することを目指し、地方税の充実を図る。その際、税收の偏りが小さい税目の充実を図る等により、偏在度の小さい地方税体系を構築する。

## 5 地方歳出の抑制と一般財源総額の確保 (H19~)

- 基本方針2006に沿って、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり地方歳出を厳しく抑制する。
- 歳出削減努力等とあわせ、安定的な財政運営に必要な地方税・交付税等の地方一般財源の総額を確保する。

## 6 新たな再生制度の整備 (H19~)

- 地方の自己規律による財政健全化を促すため、財政情報の開示の徹底・義務化、財政が悪化した団体の自主的な改善義務化（早期是正措置の導入）等新たな再生制度を2年以内に整備する。

# 地方歳出改革

基本方針2006に沿って以下のように地方歳出を厳しく抑制

## 人件費

3.3兆円の大規模な人件費の抑制（過去5年間の1.5倍）

- 全会計ベースの2011年度の自然体33.4兆円 → 30.1兆円（△3.3兆円） 〔 ※ 2001-2006の削減（推計） △2.1兆円 〕
  - 定員純減（5.7%）：1.6兆円
    - ・ 国の基準のある警察・教育等を除く一般職員は、10%程度の純減
  - 給与の見直し等：1.7兆円
    - ・ 給与構造改革、比較対象企業規模の見直し、地場の民間給与水準を反映した引下げ 等
- 総務省が各団体の取組状況をフォローアップし、情報公開するとともに、行革に頑張る地方を応援

## 投資的経費

△3～△1%/年で昭和53年度～昭和55年度の水準に抑制 〔 参考1 〕

## 一般行政経費 （単独）

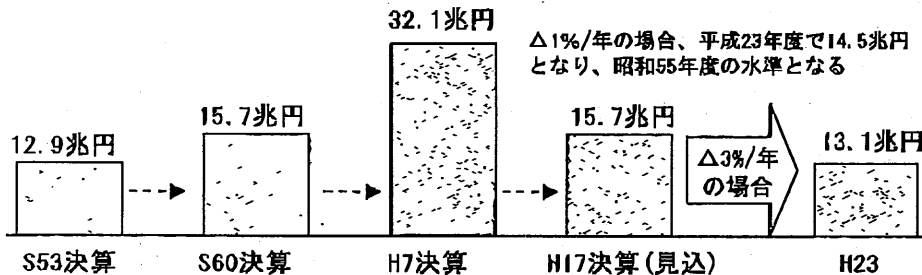
「2006年度と同程度の水準に抑制」した場合、自然体の伸び（3%/年）と比較して約2.2兆円の抑制

## 社会保障関係費

国1.1兆円、地方0.5兆円、合わせて1.6兆円の伸びの抑制 〔 参考2 〕

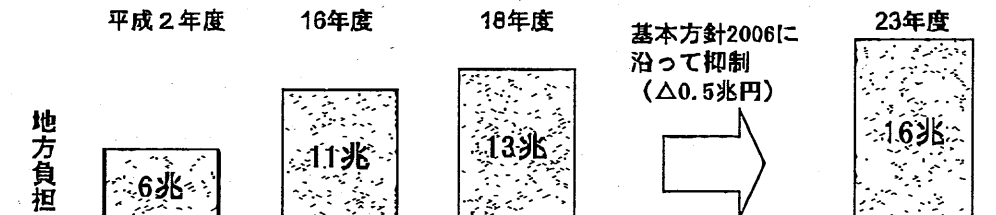
参考1

地方の投資的経費の推移（名目値）



参考2

地方の社会保障関係費の推移と見直し（歳入歳入一体改革を反映）



「社会保障の給付と負担の見直し」（平成18年5月・厚生労働省作成）を基に、給付費その他社会福祉サービスに必要な経費（ただし人件費を除く）を加え内閣府の中期展望等を踏まえ推計した上で、歳入歳入一体改革による削減額を反映。

# 国と地方のバランスのとれた財政再建

## 1 都市と地方の格差を拡大させるのではなく、地方の活力を高め合うための改革を実行することが第一

➤ 地方の活力を高め、国全体の成長力を高めることが、国・地方の財政再建に不可欠であり、各省が連携し、政府が一体となってこのための取組を推進することが必要。

➤ 単なる交付税削減は、都市と地方の格差を拡大するだけ。

（例えば、国の財政収支を改善するために交付税を減らせば、財政力の弱い団体のみ赤字が拡大し、都市と地方の格差が構造的に拡大

○ 2004年度決算の地方団体のプライマリーバランス

東京都等の不交付団体・・・ +0.6兆円  
その他の団体・・・ △0.9兆円

## 2 歳出削減は、国と地方が同一歩調で推進

➤ 国・地方双方が、バランスのとれた厳しい歳出改革を進めることが必要。仮に、国税（法定率分）、地方税が増加した場合でも、基本方針2006に基づく厳しい歳出改革を継続。

## 3 「地方の頑張り」を地方財政の健全化につなげることで地方のやる気を創出

➤ 地方が努力（歳出削減・税収確保）した分が、国の財政収支の改善となるのでは、「地方の頑張り」が報われない。

➤ 「地方の頑張り」を、地方の財源不足の縮小、これまで繰延を続けてきた「交付税特別会計借入金」（残高53兆円、うち地方34兆円）の償還などに振り向けるべき。

【参考】国と地方は、金融・経済・税制等の権限の差があり、財政状況（PBや債務残高）を単純に比較できない。

○ 諸外国では、国の債務残高（GDP比）は地方より大幅に大きい

日本・・・ 国(134.8)が地方(43.9)の3倍

G7・・・ 国(115.1)が地方(9.6)の10倍

OECD・・・ 国(53.0)が地方(7.0)の7倍

※ G7、OECDは連邦国家を除く